第 52 回　産経市民の社会福祉賞 実施要項

＜趣旨＞

一般市民が目立つことなく地道に続けている「善意の活動」を顕彰し、その意義を社会に訴えて善意の輪を広げる契機とすることにより、福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

＜表彰の対象＞

ボランタリーな活動によって、暮らしにくい環境にある人々や生きづらさを抱える人々、青少年らを支援している一般市民（個人）やグループ。主に近畿圏に拠点を置いている人々で、活動は国内外を問わない。学生によるボランティア活動、教育現場や一般企業も対象とする。社会福祉法人や福祉施設とその職員は対象としない。ただし、仕事を離れた活動であれば対象とする。

下記の推薦を受けた市民（個人）やグループが対象となる。

① 近畿の２府４県や市町村からの推薦
② 産経新聞社の近畿の総支局や大阪本社編集局からの推薦
③ 近畿の社会福祉協議会からの推薦
④ 一般市民からの推薦（但し、推薦者が２名必要）

いずれの場合も自薦は不可。推薦書は主催者が用意したものに限る。

＜推薦の基準＞

活動拠点を近畿２府４県に置き、下記のいずれかに当てはまる活動を国内外でおおむね５年以上続け、顕著な成果を上げて今後も継続が見込める個人やグループ。当賞以外の過去の受賞歴は問わない。

① 障害、高齢、保育の各福祉分野での献身的な奉仕活動
② 児童、青少年らへの真摯な支援活動
③ 自助（セルフヘルプ）グループ
④ ボランタリーで先駆的な社会福祉活動を行い、顕著な成果を挙げているもの
⑤ 地域の活性化、安心安全なまちづくり、地域の福祉力を高める活動
⑥ 土地、建物などの奉仕的提供や寄付行為

＜表彰者数＞

原則として３団体・個人とする。推薦のあった個人やグループを、学識経験者らで構成する選考委員会で厳正に審議した上で決定する。

＜表彰式＞

11 月 30 日、大阪市内で受賞者に楯、賞状、副賞の賞金を贈る。

＜応募期限＞

令和８年８月 31 日必着